

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	後期高齢者医療事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

長井市は、後期高齢者医療事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

後期高齢者医療事務では、資格および給付事務を山形県後期高齢者医療広域連合と共同で行っており、市が実施主体となるべき業務についてこの評価書を作成している。

## 評価実施機関名

山形県長井市長

## 公表日

令和7年10月1日

[令和7年5月 様式2]

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療事務
②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律及び山形県後期高齢者医療広域連合規約等に基づき、被保険者の資格管理、医療給付に関する申請及び届出の受付資格確認書発行等の事務を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ① 被保険者資格に関する届け出の受付 ② 各種証書の交付 ③ 各種給付申請書の受付
③システムの名称	1 後期高齢医療システム 2 後期高齢者広域連合システム 3 団体内統合宛名システム(中間サーバコネクタ) 4 中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療被保険者資格台帳	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項、別表 2 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第46条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令」(利用特定個人情報省令)第2条の表 <利用特定個人情報省令第2条の表における情報提供の根拠> ・後期高齢者医療事務では、市町村による情報提供は実施していない。 <利用特定個人情報省令第2条の表における情報照会の根拠> ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「高齢者の医療の確保に関する法律」が含まれる項 (117の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民課
②所属長の役職名	市民課長
6. 他の評価実施機関	
――	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒993-8601 山形県長井市栄町1番1号 長井市総務課 TEL:0238-84-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	

連絡先	〒993-8601 山形県長井市栄町1番1号 長井市市民課 TEL:0238-82-8007
9. 規則第9条第2項の適用	[ ]適用した
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2) 又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ 委託しない ]
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ 提供・移転しない ]
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ 接続しない(入手) ] [ 接続しない(提供) ]
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

## 7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

## 8. 人手を介在させる作業

[      ] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		<p>■ 特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスでは、複数人で確認を行うようにしておらず、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。</p> <p>■ 広域連合からの入手における措置:</p> <p>特定個人情報の入手元は広域連合の標準システムに限定されており、窓口端末において広域連合から入手する情報は、当市(町)において本人確認を行った上で広域連合に送信した情報に、広域連合が事務処理等を行った結果を附加して配信された情報であるため、本人確認は当市(町)において既に実施済みである。また、配信されるデータは広域連合においてあらかじめ指定されたインターフェイスによって配信されることが前提となるため、必要な情報以外を入手することはない。また、被保険者等に記入してもらう申請書等のうち、当市(町)が窓口端末から印刷する様式においては、申請書等を受領した被保険者等が必要以上の情報を記載しないように、必要最低限の適切な項目のみが記載された様式としており、必要以上の情報を入手するリスクを軽減している。</p> <p>・専用線を用いるとともに、指定されたインターフェイス(法令で定められる範囲)でしか入手できないようシステムで制御している。</p> <p>■ 窓口端末における措置:</p> <p>・GUIによるデータ抽出機能を搭載せず、個人番号利用事務以外でデータが抽出されることを防止している。標準システム窓口端末へのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容が記録され、広域連合において定期的に記録の内容が確認され、不正な運用が行われていないかが点検される。</p> <p>・標準システム窓口端末を利用する必要がある事務取扱担当者を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、パスワードによるユーザ認証を実施している。標準システム窓口端末へのログイン時の認証において、個人番号利用事務の操作権限が付与されていない職員等がログインした場合には、個人番号の表示、検索、更新ができない機能により、不適切な操作等がされることのリスクを軽減している。</p> <p>■ 上述に加えて、移行作業におけるリスクに対する措置としては、以下を講じている。</p> <p>①データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業者の権限管理</p> <p>・特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効し、必要最小限の権限及び数に制限している。</p> <p>・作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステム的に制御している。</p> <p>・移行以外の目的・用途でファイルを複製しないよう、作業者に対して周知徹底を行っている。</p> <p>②移行データ</p> <p>・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録している。</p> <p>・システム間でのデータ転送により移行作業を行う場合は、専用線による接続を行い、外部からの読み取りを防止している。</p> <p>③テストデータ</p> <p>・株式会社セイコーエフヤ、株式会社日立造船、山形県小畠のニフリーナのデータを生成していく</p>

## 9. 監査

実施の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 自己点検	<input type="checkbox"/> 内部監査	<input type="checkbox"/> 外部監査
<b>10. 従業者に対する教育・啓発</b>			
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
<b>11. 最も優先度が高いと考えられる対策</b>			<input type="checkbox"/> <b>全項目評価又は重点項目評価を実施する</b>
最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ]</p> <p>＜選択肢＞</p> <ol style="list-style-type: none"><li>目的外の入手が行われるリスクへの対策</li><li>目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策</li><li>権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</li><li>委託先における不正な使用等のリスクへの対策</li><li>不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</li><li>情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</li><li>情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</li><li>特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</li><li>従業者に対する教育・啓発</li></ol>		
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	<p>■特定個人情報を含む書類は施錠できる棚に保管することを徹底し、システムへのアクセス時における二要素認証・ウィルス対策ソフトウェアの導入等を行っている。</p> <p>■後期高齢者医療システムへのアクセス時における二要素認証を行っている。</p> <p>■移行作業に関する措置</p> <p>・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは、作業終了後は不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時、破棄方法を記録する。</p> <p>■ガバメントクラウドにおける措置</p> <p>①物理的安全管理措置</p> <p>・ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバ等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。</p> <p>・事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。</p> <p>②技術的安全管理措置</p> <p>・国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。</p> <p>・地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用について【第2.1版】」(デジタル庁。以下「利用基準」という。)に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアカティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。</p> <p>・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDoS対策を24時間365日講じる。</p> <p>・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウィルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</p> <p>・地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p>・ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。</p> <p>・地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。</p> <p>・地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</p> <p>■標準システムにおける措置(窓口端末における措置)</p> <p>・窓口端末に保管されるデータはない。</p> <p>・窓口端末は、広域連合の標準システムのみ接続され、接続には専用線を用いる。</p> <p>・窓口端末と広域連合の標準システムとの通信には、認証・通信内容の暗号化を実施している。</p>		

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	1.5. ②所属長の役職	市民課長 金子 剛	市民課長	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策	無	項目の追加	事後	
令和2年6月17日	II.1.対象人数(いつ時点の係 数か)	平成30年6月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年6月17日	II.2.取扱者数(いつ時点の係 数か)	平成30年6月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和3年6月1日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・	山形県長井市ままの上5番1号	山形県長井市栄町1番1号	事後	
令和3年6月1日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取 扱	山形県長井市ままの上5番1号 0238-87-0681	山形県長井市栄町1番1号 0238-82-8007	事後	
令和3年6月1日	II.1.対象人数(いつ時点の係 数か)	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年6月1日	II.2.取扱者数(いつ時点の係 数か)	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年9月1日	I . 4. ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和4年4月1日	II.1.対象人数(いつ時点の計 数か)	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年4月1日	II.2.取扱者数(いつ時点の計 数か)	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和5年4月1日	II.1.対象人数(いつ時点の計 数か)	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和5年4月1日	II.2.取扱者数(いつ時点の計 数か)	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和6年4月1日	II.1.対象人数(いつ時点の計 数か)	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和6年4月1日	II.2.取扱者数(いつ時点の計 数か)	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和6年12月2日	I 1. ②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律及び山形県後期高齢者医療広域連合規約等に基づき、被保険者の資格管理、医療給付に関する申請及び届出の受付、被保険者証及び減額認定証発行等の事務を行う。	高齢者の医療の確保に関する法律及び山形県後期高齢者医療広域連合規約等に基づき、被保険者の資格管理、医療給付に関する申請及び届出の受付資格確認書発行等の事務を行う。	事後	
令和7年4月1日	I 4. ②法令上の根拠	1 番号法第19条第8号、別表第2の80、82、83の項 2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第43条	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令」(利用特定個人情報省令)第2条の表 <利用特定個人情報省令第2条の表における情報提供の根拠> ・後期高齢者医療事務では、市町村による情報提供は実施していない。  <利用特定個人情報省令第2条の表における情報照会の根拠> ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「高齢者の医療の確保に関する法律」が含まれる項(117の項)	事後	
令和7年4月1日	II.1.対象人数(いつ時点の計 数か)	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	
令和7年4月1日	II.2.取扱者数(いつ時点の計 数か)	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	
令和7年10月1日	IV.リスク対策 8.11		新様式への移行に伴う記載		